

## 会長あいさつ（建設問題調査会との意見交換会）

皆さん「こんばんは」  
建設業協会 会長の川畑でございます。

自民党県議団 建設問題調査会の先生方には、第4回定例会の最中にも関わらず、恒例となっております「建設業協会との懇談会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また平素から、建設業界に対しては、深いご理解の下に、建設業の振興のための諸施策の推進に努めていただきますとともに、当協会の業務推進につきましても、格別のご指導、ご高配を賜り、この場を借りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、7月の知事選を経て、三反園知事が誕生されました。

三反園知事からは、「協会の方々が、今後何を目指し、何をやっていくのか、全くわからない」との発言もありましたが、もとより、私ども鹿児島県建設業協会の使命は、「県民生活と産業経済活動の基盤となる社会資本の建設や維持管理を通じて、我が県の発展を支えるとともに、災害時における活動等により、地域の安全・安心を確保する」ことにある訳でございます。

当協会は、「建設業の健全な発展を図り、併せて公共の福祉の増進に寄与する」ことを目的に設立されており、本年度も、「建設業の健全な発展と担い手の確保」や「県土の強靱化と災害支援の強化」などを総会スローガンとして掲げ、活動を展開しているところであります。

私としては、激甚化する自然災害に対しては「命を守る公共事業の担い手」として、インフラの老朽化対策においては地域の実情を熟知した「地域のまち医者」として、また、人口減少の時代にあっても活力を持った「地方創生の担い手」として、建設業界は、県民生活の維持向上のために、今後とも、重要な役割を担っていかねばならないと考えております。

本日は、各支部の支部長等が出席しておりますが、各支部長等の思いも、「私と全く同じである」と思っております。

県議会の先生方におかれましては、今後とも、それぞれの支部長等と意見交換やコミュニケーションを十分にとっていただきたい、と存じます。

また、県協会としては、各支部から上がってきた意見を踏まえた上で、必要な要望活動等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご支援・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、平成26年6月に品確法などいわゆる「担い手三法」が改正され、昨年4月から、制度の運用が始まりました。

地域の基幹産業である建設業が、その活力を回復するとともに、雇用や災害対応など国民経済や地域社会において重要な役割を果たすためには、適正利潤の確保は不可欠であり、担い手三法改正の趣旨が徹底されていくことが、建設業の命運を左右するものと考えており、発注者、受注者ともに、担い手三法の理念や目的を共有し、建設業の経営環境や労働環境の改善を図らなければなりません。

一方、「担い手三法」という素晴らしいエンジンを作っていただいたものの、その燃料となる公共事業予算が減少しては、担い手の確保・育成を図るための経営環境や処遇の改善もままならず、ひいては、地方創生の早期実現や地域雇用の維持にも支障が出るのではないかと危惧しております。

なお、今回の県議会では、12月補正として、国の経済対策及び災害復旧対策に係る予算を計上していただいておりますが、これもひとえに本日まで出席の委員各位のご尽力の賜と、厚く御礼申し上げます。

また、技術者や技能者の高齢化が進む中、建設業における担い手確保の問題は喫緊の課題となっており、平成32年以降、担い手不足の問題が一挙に顕在化するおそれがあります。

当協会としても、担い手の確保・育成に向けた取組を進めているところでありますが、担い手不足の問題は「待ったなし」の状況であります。

このような状況を踏まえ、本日は、私どもの協会が抱えております課題等につきまして、「要望書」という形で取りまとめ、皆様方のお手元にお配りしております。

ここでお時間をいただき、「3項目の要望」を、読み上げさせていただきます。要望書の最後のページをご覧ください。

### 《3項目を読み上げ》

以上です。

なにとぞ、建設問題調査会の皆様方のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また本日は、お時間の許す限り、ごゆっくりご歓談いただきますようお願い申し上げます。また、「あいさつ」とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。